

# 秋田市介護予防・日常生活支援 総合事業への移行について

平成29年1月31日 秋田市長寿福祉課

# (1) 介護予防・日常生活支援 総合事業の概要について

# 秋田市の現況と2025年

## 2015年

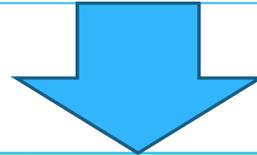
65歳以上の人口 **89,159人** **28.1%** (H27.10.1現在)

・男性より女性が15,537人多い (男36,811人、女52,348人)

・女性の高齢化率 31.2%

→ 2025年の全国平均(男女計)より高い

要介護認定率 **20.7%** (H27.9.30現在(暫定値)) (全国18.0%)



## 2025年

65歳以上の人口 **95,280人** (+6,121人) **34.4%** (+6.3%)  
(第8次秋田市高齢者プラン)

その後は

・高齢者人口は殆ど変わらないが、75歳以上の割合が増加  
(=介護リスクを抱える年齢層の増加)

・その他の年齢層が減少する(=支え手の減少)

要介護認定率 **25.5%** (+4.8%) (第8次秋田市高齢者プラン)

**介護サービス給付費は 1.36倍** (第8次秋田市高齢者プランより推計)

## 1 事業の目的・考え方

### (1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。

### (2) 背景・基本的考え方 (P3~)

#### イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

#### ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

#### ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

#### ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

#### ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

#### ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

# 介護保険制度の全体図

国資料

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



## ※介護給付

要介護1~5のかたへの  
保険給付サービス

## ※介護予防給付

要支援1・2のかたへの  
保険給付サービス

## ※地域支援事業

要介護等となることを予  
防し、地域において自立  
した日常生活を営むこと  
ができるよう支援する事業



市町村が実施。保険給付  
サービスとは異なる

# 各サービスの給付と総合事業の関係

## 予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

移行

## 新しい総合事業によるサービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス  
(配食・見守り等)

※多様な主体による  
多様なサービスの提供を推進

従来通り  
予防給付で行う

# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

国資料

## 介護予防・生活支援サービス事業

(従来の要支援者)

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

### 訪問型サービス(第1号訪問事業)

・現行の訪問介護相当

①訪問介護

・多様なサービス

②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③訪問型サービスB(住民主体による支援)

④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービスD(移動支援)

### 通所型サービス(第1号通所事業)

・現行の通所介護相当

①通所介護

・多様なサービス

②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

③通所型サービスB(住民主体による支援)

④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

### その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

### 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

## 一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

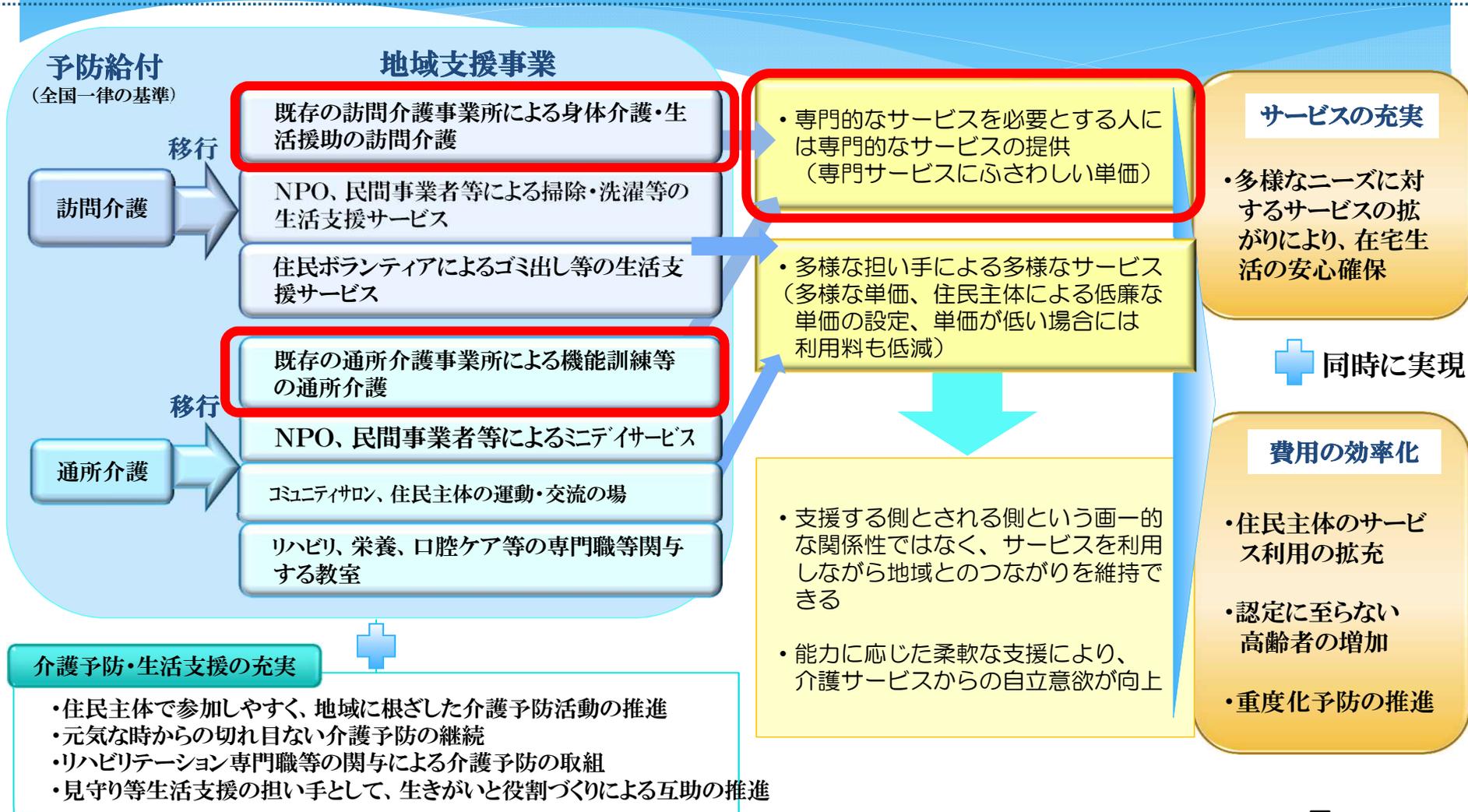
③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

## 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



# 【参考】新しい介護予防事業

## 第6 総合事業の制度的な枠組み

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

### 現行の介護予防事業

#### 一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

#### 二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

### 一般介護予防事業

#### ・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

#### ・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

#### ・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

#### ・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

#### ・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

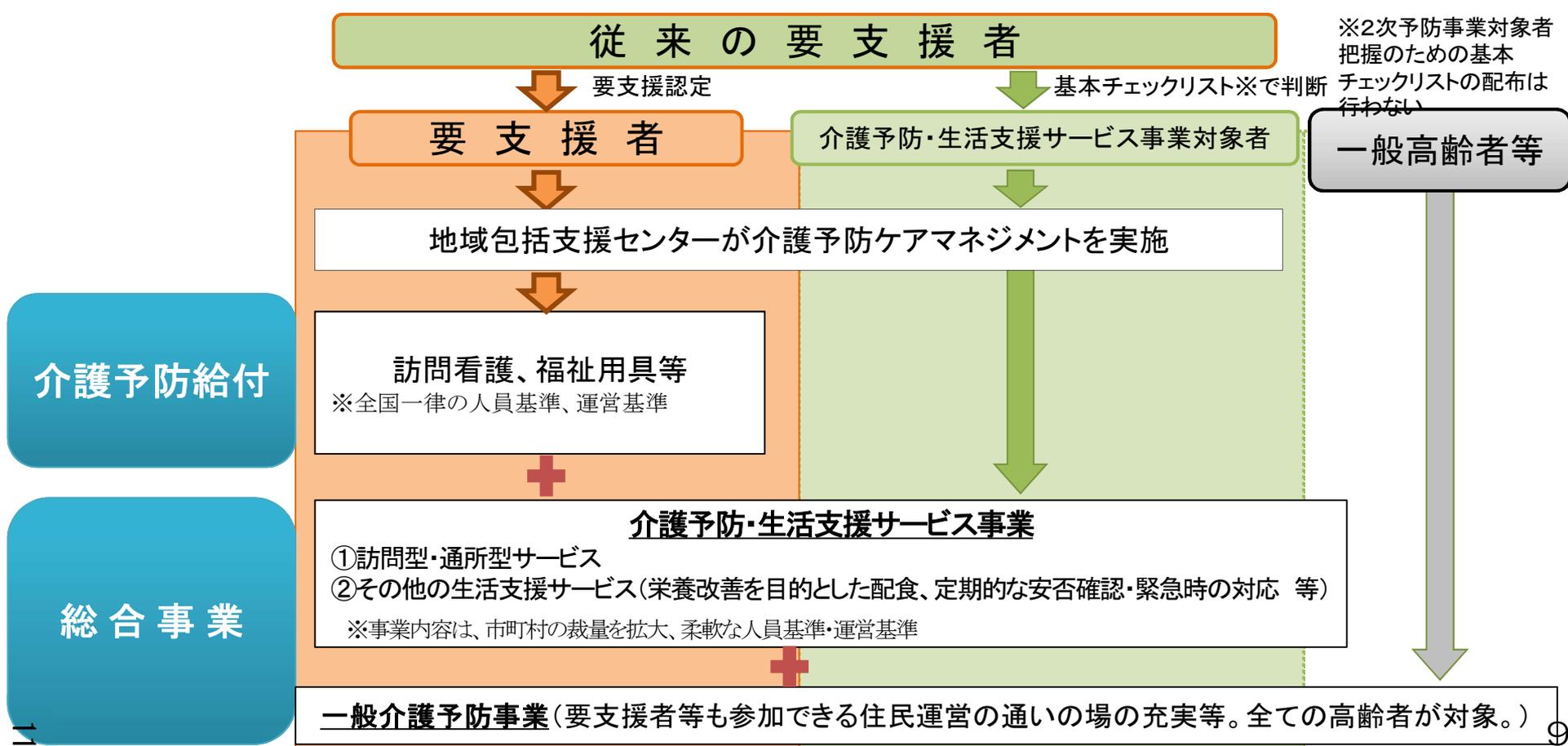
地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

### 介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

# 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



## **(2)秋田市介護予防・日常生活 支援総合事業について**

# 総合事業の構成図

平成29年  
4月実施

・現行の訪問  
介護相当

訪問型サービス  
(第1号訪問事業)

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

・多様な  
サービス

・現行の通所  
介護相当

通所型サービス  
(第1号通所事業)

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

・多様な  
サービス

介護予防・生活  
支援サービス  
事業

その他の生活支援サービス  
(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント  
(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護予防・日常生活  
支援総合事業  
(新しい  
総合事業)

(従来の要支援者)  
・要支援認定を受けた者(要支援者)  
・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

一般介護予防事業

・第1号被保険者の全ての者  
・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

# 秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
1. 実施 (移行)時期	原則、平成27年4月から (条例制定により、実施猶予)	平成29年4月から
2. 訪問型 サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現行の介護予防訪問介護</li> <li>②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)</li> <li>③訪問型サービスB (住民主体による支援)</li> <li>④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)</li> <li>⑤訪問型サービスD (移動支援)</li> </ul>	<p>①現行の介護予防訪問介護</p> <p>なお、</p> <p>④について平成29年度中の実施に向けて検討</p> <p>②③⑤については今後検討</p>

# 秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
3. 通所型サービスの種類	<ul style="list-style-type: none"><li>① 現行の介護予防通所介護</li><li>② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)</li><li>③ 通所型サービスB (住民主体による支援)</li><li>④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 現行の介護予防通所介護</li></ul> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>④ について平成29年度中の実施に向けて検討</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>②③ については今後検討</li></ul>

# 秋田市総合事業の実施内容について (案)

	国が示す基準等	秋田市
4. その他生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>①栄養改善の目的とした配食</li><li>②住民ボランティア等が行う見守り</li><li>③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援</li></ul>	実施に向けて検討
5. 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"><li>①介護予防把握事業</li><li>②介護予防普及啓発事業</li><li>③地域介護予防活動支援事業</li><li>④一般介護予防事業評価事業</li><li>⑤地域リハビリテーション活動支援事業</li></ul>	従来の一次予防事業(左記の②・③)を、継続して行う。  その他は、実施に向けた検討を行う

# 介護予防支援と 介護予防ケアマネジメント

利用するサービスにより、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントで区別

種類	対象者	適用パターン
介護予防支援	要支援1・2のみ	①予防給付のみ利用 ②予防給付＋総合事業サービス
介護予防 ケアマネジメント	①要支援1・2※ ②事業対象者	総合事業サービスのみ

※この要支援者は、平成29年4月以降の新規認定者もしくは更新申請を受けた者

# まとめ

○秋田市総合事業は、平成29年4月  
(平成29年度)から開始

○総合事業の開始当初は、「介護予防・生活支援サービス事業」は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護をそのまま移行させ、現行と変わらないサービスを提供する

○多様な主体による「介護予防・生活支援サービス事業」の提供について、今後検討する